

## 施設基準

(歯初診)第 1915 号	平成 30 年 10 月 1 日
(外安全1)第 193 号	令和 6 年 7 月 1 日
(外感染1)第 193 号	令和 6 年 7 月 1 日
(医管)第 2663 号	平成 18 年 4 月 1 日
(口管強)第 54 号	令和 7 年 3 月 1 日
(在歯管)第 1162 号	令和 4 年 10 月 1 日
(歯地連)第 627 号	平成 16 年 4 月 1 日
(歯訪診)第 295 号	平成 28 年 4 月 1 日
(精密触覚)第 45 号	令和 7 年 3 月 1 日
(口腔粘膜)第 913 号	平成 30 年 6 月 1 日
(歯技連1)第 217 号	令和 6 年 6 月 1 日
(光印象)第 926 号	令和 6 年 11 月 1 日
(歯CAD)第 40 号	平成 26 年 4 月 1 日
(手光機)第 896 号	平成 30 年 6 月 1 日
(補管)第 3607 号	平成 8 年 4 月 1 日
(175)第 2590 号	平成 14 年 4 月 1 日
(酸単)第 572495 号	令和 6 年 4 月 1 日